

住所変更の届け出について

住所が変わったときには、住所変更の届け出が必要です。その際、窓口に来た方の本人確認を行っていますので、マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付きの住民基本台帳カード（以下、住基カード）、パスポートなどから1点、これらを提示できないときは、健康保険証、各種年金証書、会社の社員証などから2点をお持ちください（証明書などの提示があった場合でも、口頭で質問を行い確認する場合があります）。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出の届け出が可能です。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

窓口は、
火曜日から木曜日が
比較的空いています。

3月29日(金)～
4月2日(火)（土・日曜日は
除く）の期間中、19時まで
窓口時間を延長します。

区分	届出期間	届け出に必要なもの
転入届	滝川市に引っ越ししてから14日以内	○前住所地の転出証明書（マイナンバーカードまたは住基カードを利用して転入届をする場合は該当カード） ○国民年金手帳または基礎年金番号通知書（加入者のみ）
転出届	他の市町村へ引っ越す14日前から	○国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など（いずれも該当者のみ） ○マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は該当するカード ※印鑑登録証は転出時のみ必要
転居届	市内で引っ越ししてから14日以内	

※本人か本人と同一世帯以外の方が上記届け出をする場合は、委任状が必要です。

※転入・転居届け出をされる方で、マイナンバーカードか住基カードをお持ちの場合は、カードに住所等を追記する必要がありますので、ご持参ください。

問合先 市民課 Tel.28-8015

みんなで考える、人権のカタチ

～目に見えないけれど大切なもの～

滝川人権擁護委員協議会創立40周年記念事業として、ミュージカル俳優、「子ども六法」著者、教育研究者・山崎聡一郎氏による人権講演会を開催します。

市民の皆さんのご来場をお待ちしています。入場料は無料です。

【日時】4月26日(金) 15時45分開演

【場所】ホテル三浦華園 1階オーロラホール

【後援】中空知5市4町、中空知5市4町教育委員会、
一般財団法人滝川生涯学習振興会

【申込】二次元コード または滝川人権擁護委員協議会（Tel.23-2727）



もしくはくらし支援課（Tel.28-8013）
にお電話ください。

一般財団法人北門信用金庫まちづくり基金助成金事業



問合先 くらし支援課 Tel.28-8013